

介護人材特集

愛知県議会議員
かわしま太郎 県政レポート Vol.18

令和2年9月県議会の一般質問におきまして、介護人材確保対策について質問させていただきました。

令和3～5年度を計画期間とする第8期介護保険事業（支援）計画が策定されるにあたり、最も懸念する事項が人材確保対策であると考えています。いわゆる「団塊の世代」の方々が後期高齢者になる2025年以降、介護需要は急増するものと思われまます。介護サービスを支える人材の確保は喫緊の課題です。私自身の介護現場での経験も踏まえ、大きく分けて「新しい人材の確保」と「離職防止・定着支援」の2点について質問いたしました。新型コロナウイルス感染症が猛威をふるうなか、献身的に働いていらっしゃる介護従事者の方々が安全に、そして誇りをもって働き続けられる環境づくりを目指して、これからも政策提言をしてまいります。



愛知県議会議員
かわしま太郎

介護人材の確保対策について

介護現場の人材不足は慢性化・深刻化している

Point 1 有効求人倍率の推移（愛知県は全国と比べて高倍率）

■ 介護人材の有効求人倍率の推移について

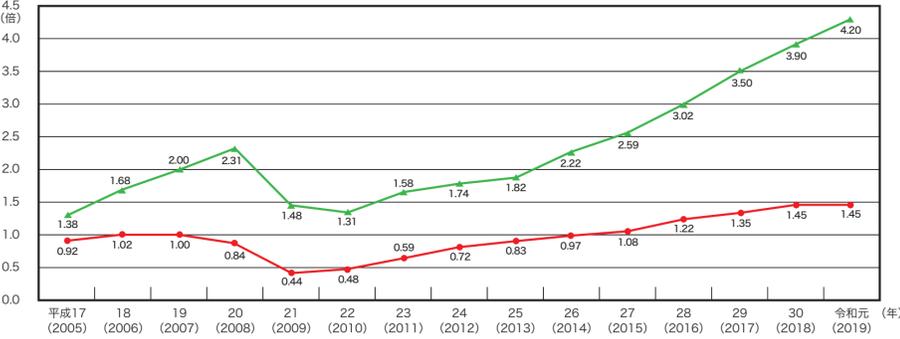
年度	全産業		介護人材	
	愛知県	全国	愛知県	全国
2009	0.55	0.47	1.65	1.33
2010	0.76	0.56	1.80	1.38
2011	0.94	0.68	2.46	1.65
2012	1.14	0.82	2.90	1.73
2013	1.39	0.97	3.51	1.91
2014	1.53	1.11	3.92	2.31
2015	1.56	1.23	4.24	2.68
2016	1.66	1.39	4.94	3.13
2017	1.86	1.54	5.83	3.64
2018	1.97	1.62	6.29	3.95
2019	1.82	1.55	6.34	4.23

年月	全産業		介護人材(愛知県)		
	愛知県	全国	有効求人倍率	月間有効求職者数	月間有効求職者数
2019.12	1.82	1.57	6.93	2,569人	17,797人
2020.1	1.69	1.49	6.20	2,672人	16,559人
2020.2	1.54	1.45	5.79	2,736人	15,834人
2020.3	1.50	1.39	5.76	2,775人	15,985人
2020.4	1.44	1.13	5.59	2,725人	15,220人
2020.5	1.28	1.20	5.59	2,652人	14,829人
2020.6	1.14	1.11	5.17	2,806人	14,496人
2020.7	1.07	1.08	5.14	2,833人	14,562人

※「介護人材」のうち愛知県の数値は「最近の雇用情勢」における「介護関連小計」より抜粋。※「介護人材」のうち全国の数値は「職業安定業務統計」における「介護関係職種」より抜粋。



■ 有効求人倍率(介護関係職種)の推移 [全国]



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」
 (注1)有効求人倍率は年平均である。
 (注2)パートタイムを含む、新規卒業者及び新規卒業者を除く常用に係る数字。
 (注3)介護関係職種は、平成24年2月以前は、平成11年改定「労働者職業分類」における「福祉施設指導専門員」「福祉施設療育・ケア」「その他の社会福祉専門職」の職業、「家政婦(夫)」「ホームヘルパー」の合計、平成24年3月以降は、平成23年改定「厚生労働省職業分類」における「福祉施設指導専門員」「その他の社会福祉専門職」「家政婦(夫)」「家事手伝」「介護サービスの職業」の合計による。

Point 2 県内の介護福祉士養成施設の状況

■ 県内介護福祉士養成施設定員充足率

年度	学校数(課程数)	定員数	現員数	定員充足率	留学生数	留学生率
2008	24校27課程	2,842人	1,482人	52.1%		
2015	16校16課程	1,528人	869人	56.9%		
2016	15校15課程	1,448人	882人	60.9%		
2017	15校15課程	1,448人	787人	54.4%		
2018	15校15課程	1,448人	760人	52.5%	45人	5.9%
2019	14校14課程	1,418人	790人	55.7%	141人	17.9%
2020	13校13課程	1,338人	787人	58.8%	180人	22.9%

※社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づき報告より作成

約半数に!

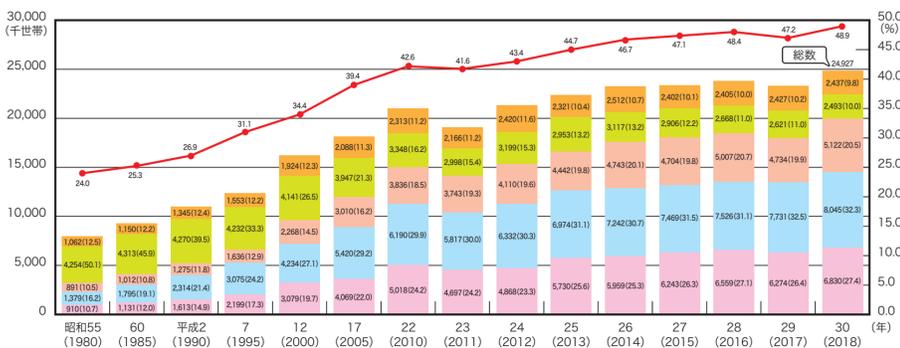


今後の介護人材確保を考える上で押さえておきたいこと

1 高齢者の増加 ▶ 要介護者は今後確実に増えていく。

特に高齢者のみ世帯の増加が著しい【家の介護力が弱い】

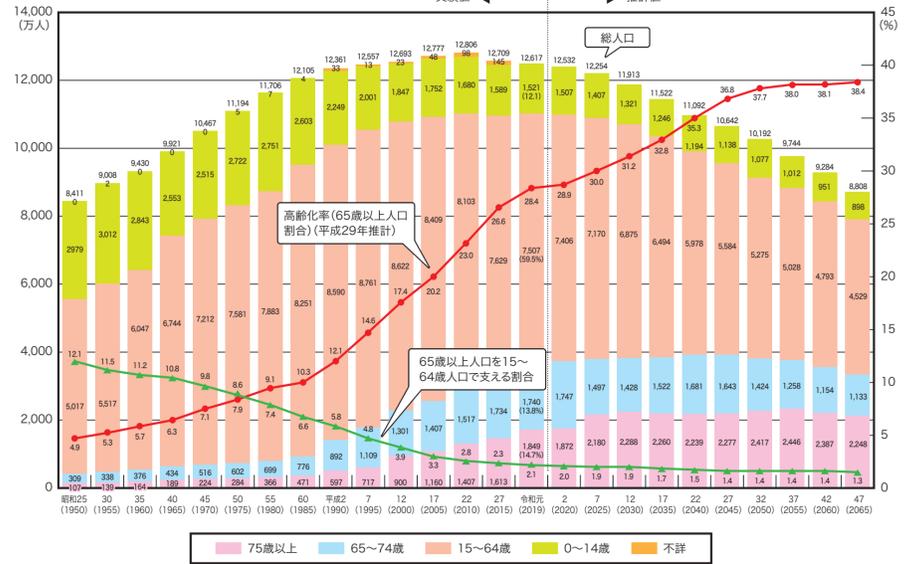
■ 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合(世帯構造別)と全世帯に占める65歳以上の者がいる世帯の割合



資料：昭和60年以前の数値は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降の数値は厚生労働省「国民生活基礎調査」による。
 (注1)平成7年の数値は兵庫を除いたもの、平成23年の数値は岩手、宮城及び福島を除いたもの、平成24年の数値は福島を除いたもの、平成28年の数値は熊本を除いたものである。
 (注2)()内の数字は、65歳以上の者のいる世帯数に占める割合(%)
 (注3)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

今後、認知症の発症率が上がるなど介護状態になりやすい後期高齢者(75歳以上)の数が高止まりする

■ 高齢化の推移と将来推計



資料：棒グラフと実際の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2019年までは総務省「人口推計」(令和元年10月1日確定値)、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。
 (注1)2019年以降の年齢階級別人口は総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(参考表)」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお1950年～2015年の高齢化率の算出には母年から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際は、(注2)における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。
 (注2)沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人(男55人、女81人)及び昭和30年70歳以上23,328人(男8,090人、女15,238人)は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。
 (注3)将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口のデータに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じるものあり、将来推計人口とはこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

■ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

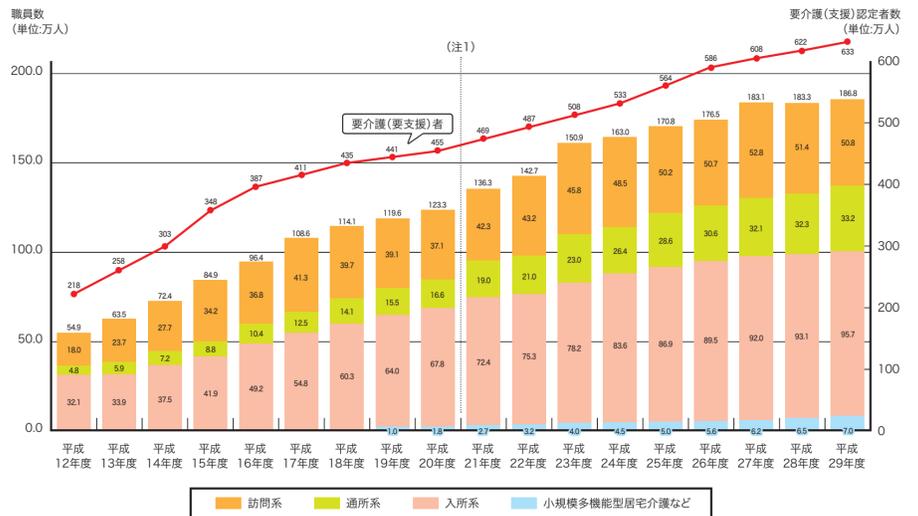
	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	東京都(11)	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年()は割合	77.3万人(10.6%)	70.7万人(11.4%)	99.3万人(10.9%)	80.8万人(11.9%)	105.0万人(11.9%)	146.9万人(10.9%)	26.5万人(16.1%)	18.9万人(18.4%)	19.0万人(16.9%)	1632.2万人(12.8%)
2025年()は割合()は倍率	120.9万人(16.8%) (1.56倍)	107.2万人(17.5%) (1.52倍)	146.7万人(16.2%) (1.48倍)	116.9万人(15.7%) (1.45倍)	150.7万人(17.7%) (1.44倍)	194.6万人(14.1%) (1.33倍)	29.5万人(19.5%) (1.11倍)	20.9万人(23.6%) (1.11倍)	21.0万人(20.6%) (1.10倍)	2180.0万人(17.8%) (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

2 介護職員数の推移 ▶ 近年人材不足とされているが実は介護保険開始以降ずっと増えている。

■ 介護職員数の推移

本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



(注1)平成21年度以降は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)に推計したものである。
 (注2)平成20年まではほぼ100%の回収率(一)平成29年の回収率:訪問介護91.7%、通所介護86.6%、介護老人福祉施設92.5%
 (補正の考え方:入所系(要介護者生活介護を除く)、通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。
 (注3)各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。
 (特定施設入居者生活介護:平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含めていない)
 (注4)介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)
 (注5)平成27年度以降の介護職員数は、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に従事する介護職員数は含まれていない。【参考:推計値】平成27年度:10.8万人、平成28年度:6.6万人、平成29年度:8.3万人 ※総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数の推計。
 【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」「介護職員数」「介護保険事業状況報告(要介護(要支援)認定者数)」

サービスの増加に人材の供給が追いついていない。
 今後、要介護者数の増加が見込まれる中、これまで以上の伸び率で増やす必要がある。

介護人材確保は大変難しい課題である。

大きく分けて「新しい人材の確保」「離職防止・定着支援」の2つの方向から考えていく。

新しい人材の確保

介護のイメージアップ、資格取得支援、外国人材の受入れ、介護助手の4項目

介護のイメージアップ 学校教育における介護について

介護職を目指したい、という人を増やすには、その土台として社会全体の介護に対する関心を高めることが必要であり、いつかは誰もが直面する介護の問題を一人一人が肯定的に受け止められるようにしてはならない。介護に理解のある人を増やすためには学校教育が重要である。核家族化や地縁の希薄化により子供たちが高齢者と接する機会が減り、また介護保険による「介護の外部化」によって子供たちが介護に触れる機会はほとんどなくなっている。知らないものに関心を持つはずはないので、学校教育の中で介護を知る機会を作ってほしい。

Q1 学校教育における介護に関する学習の現状について伺う。

A1 高齢者に寄り添う介護の仕事に理解を深めることは、多様性を尊重し、人間性豊かで寛容な心を持つ人を育てるという点から大変重要なことと認識している。小中学校においては特別活動や総合的な学習の時間に、高等学校においては教科「家庭」の時間に、高齢者疑似体験や介護施設での職場体験学習といった実践的・体験的な活動を取り入れながら介護について学んでいる。県立高等学校では4校に福祉科を設置し、介護福祉士の資格取得に向け、福祉に関する専門的な教育を行うとともに、総合学科8校に福祉系列やコースなどを設置し、広く社会に貢献できる介護人材の育成に努めている。また、他の高等学校においても、進路ガイダンス等で、専門学校職員に講師を依頼し、福祉や介護に関する職業を知る機会を設けている。(教育長)

Q2 県では小学生、中学生、高校生のそれぞれを対象とした、介護に関するDVDやリーフレットを作成しており、これらを活用して介護を知る授業をしてほしいが、今後どう取り組んでいくのか。

A2 県作成のDVDやリーフレットには、介護の仕事の魅力や介護職員の必要性が録画、掲載されていて有効であるため、小中学校では、福祉体験や職場体験学習の事前指導で、高等学校では教科「家庭」の授業で活用している学校がある。中学校では2021年度から実施される、教科「技術・家庭」の学習指導要領で「介護など高齢者の関わり方について理解すること」が、高等学校では2022年度から実施される、教科「家庭」の学習指導要領で「高齢者の尊厳や認知症について理解を深めること」が明示されており、今後は、介護に関する学習がより一層重要視されてくる。教育委員会としても、県作成のDVDやリーフレットの活用を促し、介護の仕事に関する理解を深めていく。(教育長)

Q3 地域総合確保基金のメニューに介護福祉士養成施設と介護施設・事業所が連携して、中学校や高校への出前授業を実施する事業がある。

このような取組は、仕事としての介護をより身近に感じることができることから、大変効果的であり、実施すべきと考えるが、県の見解を伺う。

A3 現在、中学校や高等学校に対する出前講座は実施していないが、高校生に介護の魅力を知ってもらうための事業として、愛知県社会福祉協議会に委託し、介護施設への見学会と、夏休みに4日間の介護体験を行う事業を実施している。介護施設見学会については、昨年度13の介護施設で行われ、185名の高校生の参加があり、また、介護体験事業では、5つの特別養護老人ホームにおいて、64名の高校生の参加があった。出前講座については、介護の仕事で中高生に知ってもらうことのできる有益な取組の一つと思われるので、今後、学校に対するニーズ調査を行い、その結果を基に検討していく。(福祉局長)

資格取得支援

介護福祉士の主な資格取得ルート [赤が法改正により追加]

	実務経験ルート	養成施設ルート	福祉系高校ルート
教育プロセス	3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法	厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法	福祉系高校を厚生労働大臣が定める教科目及び単位数を修めて卒業した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法※平成25年度までに特別高等学校等(通信課程含む)に入学した者を含む
実務経験研修	実務経験3年以上 実務者研修(平成28年度より) (6月以上/450時間)	履修期間 2年以上 [改正前 1,650時間]	履修期間 3年以上 [改正前 34単位(1,190時間※)]
国家試験	国家試験	国家試験(平成29年度より)	国家試験

※時間数は、1単位を35時間として換算

資格取得のハードルが高くなることで介護職を目指す人が減少するのではと危惧している。

養成施設ルートについて、県内の介護福祉士養成施設の入学者数を見ると、近年下げ止まりの傾向にあるが、外国人留学生の増加が主な要因であり、国内人材の確保という点ではこれが必要である。(図1)県には金銭面のバックアップ体制があるので(図2)私は学校現場での活動により将来の仕事として選ばれるように努めることがポイントだと考える。実務経験ルートは受験者数の減少が著しい。(図3)実務経験ルートは言わば「転職者資格取得ルート」であり、幅広く人材を確保するためには欠かせない。実務者研修は20科目450時間と働きながら受講するにはかなりハードルが高く、何らかのフォローが必要である。

【図2】介護福祉士等修学資金貸付事業の概要

貸付額	愛知県内の介護福祉士・社会福祉士養成施設に入学される方に
在学期間(修学資金)	月額5万円以内 入学準備金 20万円以内
就職準備金	20万円以内 国家試験受験対策費用 4万円以内
免除	免除

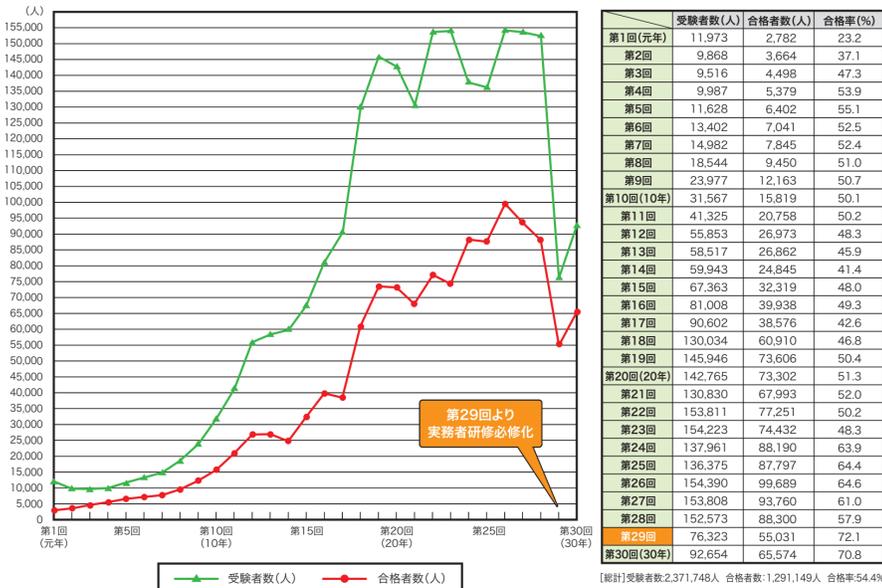
愛知県内で、継続して5年(従事日数900日以上)、福祉・介護職として勤務すれば ▶ 全額返済免除

(注1)卒業後1年以内に介護福祉士(暫定資格含む)又は社会福祉士として登録し、愛知県内で介護又は相談の仕事(指定業務)に就き、以後5年間その業務に従事した場合です。
(注2)資格を取得(登録)した後の従事が対象です。
(注3)貸付を受けた愛知県内での従事が対象です。
(注4)貸付を受けた期間以上従事した場合一部免除を受けられます。

【図1】

年度	学校数	入学定員	入学者数	定員充足率	うち留学生	留学生率	
2018	15校	15課程	669人	336人	50.2%	33人	9.8%
2019	14校	14課程	639人	365人	57.1%	103人	28.2%
2020	13校	13課程	599人	371人	61.9%	100人	27.0%

【図3】介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移



Q 介護福祉士試験の受験者を増やすために、介護実務者研修の受講を支援すべきと考えるが、県の見解を伺う。

A 本県では、現場で働きながら実務者研修を受講し介護福祉士を目指す方を支援するため、2016年度から、実務者研修を受講する方を対象として、返還免除条件付きの受講資金貸付制度を設けており、昨年度までに264人の方が利用している。また、職員が実務者研修を受講することに伴い必要となる代替職員の雇用経費を介護事業者等に助成しており、昨年度までに25事業所43名分の受講に対する支援を行った。県としては、こうした助成制度の更なる活用を図るため、事業者講習会などの機会を通じて介護事業者に関心かけるとともに、今年度から新たに、実務者研修施設に対しても制度の周知を図ることにより、介護福祉士を目指す職員の皆様を応援していく。(福祉局長)

外国人材の受入れ

これまででは経済連携協定(EPA)による受け入れのみ

インドネシア(平成20年度から)

フィリピン(平成21年度から)

ベトナム(平成26年度から)

国は介護分野における介護久人材の受入れに向け積極的に制度改正

- ✓ 養成施設ルートでの介護福祉士資格取得による在留資格「介護」での受入れ(平成29年9月より)
- ✓ 外国人技能実習制度に介護職種を追加(平成29年11月より)
- ✓ 在留資格「特定技能」による受け入れ(平成31年4月より)
- ✓ ルートを問わず介護福祉士資格取得による在留資格「介護」による受入れ(令和2年4月より)

介護福祉士の資格を取得することで、在留資格「介護」により日本で働き続けることが可能となり、また家族の帯同も可能となることから、外国人材を呼び込みやすくなった。しかし、介護人材は海外との獲得競争、国内自治体間での獲得競争となっており、愛知が外国人材から選ばれる地域となるよう、しっかり考えて取り組む必要がある。私は、愛知の介護を支える仲間として「長期にわたる現場定着」を目指した取り組みを行うべきだと考える。

Q 愛知が介護職を目指す外国人材に選ばれる地域となるために、どのような受け入れ体制を整備していくのか、県の見解を伺う。

A 2017年9月に介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」が創設されたことに伴い、本県では2018年度から、介護福祉士修学資金の貸付対象に留学生を加えた。また、2019年4月には介護事業者が留学生に対して支給する奨学金や、介護福祉士養成施設が日本語や介護の専門知識の補講を行った際に要する経費に対して助成する制度を創設した。さらに今年度は外国人材の受け入れを検討している介護事業者を対象に、受入制度の詳細や先行事例を紹介するセミナーを開催するほか、受入介護事業者が実施する日本語や介護技術の学習支援、ホームシック対策等の生活支援、職員や利用者とのコミュニケーション支援に要する経費に対して新たに助成を行うこととしている。県としては、外国人材と共に働く仲間として、日本語や介護技術の学習支援はもちろん、生活面においてもそれぞれの国の文化や習慣に配慮したきめ細かい支援を行うことにより、外国人材に選ばれる地域となるよう受け入れ体制の整備に取り組んでいく。(大村知事)

離職防止・定着支援

持ち上げない介護の推進、ICT機器の導入、入職初期の職員のフォロー、利用者やその家族からのハラスメント対策、やりがい作りの5項目

持ち上げない介護の推進

腰痛は介護職の職業病であり、腰痛のため辞めてしまう方も大勢いる。腰痛予防は人材確保のために絶対に必要であり、腰痛予防のため「持ち上げない介護」ノーリフティングケアの普及に県としても是非取り組んでほしい。リフトを使うことは利用者の過緊張を防ぎ、拘縮予防にもなるので利用者にもメリットがある。



Q 介護現場における「持ち上げない介護」の推進について、県としてどのように取り組んでいくのか。

A 介護職員の腰痛予防については、職場環境の改善を図るうえで、優先して取り組むべき課題だと認識している。このため、毎年行っている介護保険指定事業者講習会において、愛知労働局職員を講師に招き、職場の腰痛予防対策についての説明や腰痛予防教材の紹介などを行っている。また、2016年から介護ロボットの導入に係る経費を支援する補助制度を設けており、この制度を活用して、移乗介護や入浴支援を行うロボットが昨年までに41台導入されている。さらに今年度、5月補正予算で新型コロナウイルス感染症予防対策として、介護ロボットを導入するための補助上限額を増額した。今後とも人が持ち上げない介護の推進に努めていく。(福祉局長)

入職初期の職員のフォロー

介護職員の離職率のデータを見てみると、愛知県では入職後1年以内に離職する割合が非常に高く、離職する人のうち約7割が3年以内に辞めている。これは入り口のマッチングの問題もあるが、同じ職場に同期がないことが大きいのではないかと感じている。介護事業所は小規模のところが多く、定期的な一定人数の新入職員を確保しているところは少ない。自分と同じ立場の人がいない中で、日々の悩みをうまく解消できていないことが早期離職の原因の一つではないかと考える。

Q 事業所ごとでは対応が難しいので、若手職員交流会といったものを開催し、事業所の枠を越えた仲間づくりを支援してはどうかと考えるが、県の見解を伺う。

A 若手職員同士が横の繋がりをもち、仕事の悩み等を共有できることは、早期の離職防止にも繋がると、大変重要であると考えている。本県では、愛知県社会福祉協議会が実施する、介護職員向けの「キャリアパス対応生涯研修」に対して助成しており、この研修の「初任者コース」では、入職3年以内の職員がグループワークを中心に、2日間研修課題に取り組んでいるので、研修を通して、事業所の枠を越えた若手職員の交流と、顔の見える関係をつくることができると考えている。また、本県6月に愛知県介護福祉士会に委託して設置した介護従事者向けの相談窓口では、経験豊富な介護福祉士などが、若手職員の様々な悩み相談に応じるとともに、同じ悩みを持つ方が集い話し合える「サロン」を月1回開催している。今後ともこうした取組を着実に推進し、未来を担う若手職員が安心して働き続けられるような支援をしていく。(福祉局長)



利用者及びその家族からのハラスメント対策

厚生労働省が平成31年2月に実施した初の実態調査によると、特養では約7割、訪問介護では約5割が何らかのハラスメントを受けた経験があり、これを受けて厚生労働省は事業者向けの対応マニュアルを作成した。事業者の対応力強化は重要だが、相手が顧客であるため事業者だけでは難しい面がある。私は県として、介護現場における利用者等によるハラスメント行為は許されず、という強いメッセージを発信し、一般県民に浸透させていく取組をすべきであると考えている。また、悪質なケースを事業所内に抱え込まないために、相談窓口を設置し、場合によっては警察との連携も視野に入れた対策をしていく、といった体制づくりを進めてはどうかと考える。

Q 県として介護現場のハラスメント対策について、どのように取り組んでいくのか。

A ハラスメントは、いかなる場合でも認められるものではなく、ハラスメント対策は、適切な介護サービスを提供していくために必要なものであると考えている。昨年3月、国において介護現場におけるハラスメント対策マニュアルが作成された。このマニュアルでは、事業所における対応マニュアルの作成や報告・相談窓口の設置など、組織としての対応が示されており、昨年4月に全ての介護事業所に周知を行った。今年度は、実地指導の場において、事業者のハラスメント対策の取組を確認・指導していきたいと考えている。さらに、本年6月に設置した介護従事者向けの相談窓口において、ハラスメントに対する悩みについても気軽に相談していただけるよう、窓口の周知を図り、介護事業所におけるハラスメント対策の促進を図っていく。(福祉局長)

介護助手、ICT機器の導入、やりがい作りは紙面上の都合により割愛させていただきました。詳しくは愛知県議会ホームページの「会議録」をご覧ください。



<https://www.pref.aichi.jp/gikai/>